

# 財政健全化法の4指標 及び 公営企業における資金不足比率

## 平成19年度決算における本宮市の状況

### 指標1. 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\{ \text{繰上充用額} + (\text{支払繰延額} + \text{事業繰越額}) \}}{\text{標準財政規模}}$$

(H19決算)

$$\frac{0 + 0 + 0}{7,759,886} = 0$$

**普通会計**（本宮市の場合、一般会計のみ）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

◎ 平成19年度決算において、歳入歳出差引額が **418,997 千円**で、ここから翌年度に繰り越すべき財源 **27,214 千円**を差し引いた実質収支額が **391,783 千円**の黒字となった。

本宮市の 数 値	国 基 準		備 考
	本宮市の早期健全 化 団 体 基 準	財政再生団体基準	
-	<b>13.81%以上</b>	<b>20%以上</b>	早期健全化基準は、標準財政規模により、11.25%～15.0%以上

## 指標 2. 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\{(A+B) - (C+D)\}}{\text{標準財政規模}}$$

(H19決算)  $\frac{\{(0+0) - (216,228 + 841,774)\}}{7,759,886} = \Delta 13.6$

A = 一般会計及び公営企業会計（地方公営企業法適用、同法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の赤字額の合計

B = 公営企業の特別会計のうち、資金不足を生じた会計の資金不足額の合計

C = 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計

D = 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余を生じた会計の剰余額の合計

**普通会計と、特別会計**【本宮市の場合、国民健康保険(事業勘定・直営診療施設勘定特別会計、介護保険(保険事業勘定・介護サービス事業勘定)特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、工業用地造成事業特別会計、工業用地資産運用事業特別会計、住宅団地造成事業特別会計】**及び企業会計**(水道事業会計)を合わせた場合の収支にかかる実質赤字額の標準財政規模に対する比率

本宮市の数値	国 基 準		備 考
	本宮市の早期健全化団体基準	財政再生団体基準	
-	18.81%以上	40%以上	早期健全化基準は、標準財政規模により、16.25%～20.0%以上

◎ 平成19年度決算において、普通会計、特別会計、企業会計**すべての会計が黒字**である。

今後も収支均衡のとれた財政運営を行い、全会計の当該比率の健全値を維持する。

### 指標 3. 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

の3ヵ年平均

(H19)	$\frac{(1,345,895+0+453,777+128,341+342,132+422)-(59,506+777,364)}{7,759,886-777,364}$	=0.2053
(H18)	$\frac{(1,350,476+0+494,016+139,067+389,013+1,214)-(66,164+750,043)}{7,439,722-750,043}$	=0.2328
(H17)	$\frac{(1,411,621+0+520,126+88,490+323,081+142)-(73,538+868,006)}{7,617,806-868,006}$	=0.2077
3ヵ年平均	$(0.2053+0.2328+0.2077) \div 3 = 0.2152$	21.5%

**普通会計、特別会計、企業会計、一部事務組合会計も含めて、**普通会計が負担する借入金等にかかる元利償還金等の標準財政規模に対する比率

- 準元利償還金
- ①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたり元金償還金相当額
  - ②普通会計から普通会計外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てられたと認められるもの
  - ③一部事務組合等への負担金・補助金のうち、組合等が発行した地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ④債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
  - ⑤一時借入金の利子

本宮市の 数 値	国 基 準		備 考
	本宮市の早期健全 化 団 体 基 準	財政再生団体基準	
21.5% (3ヶ年平均)	25%以上	35%以上	前年度3ヶ年平均 <b>22.5%</b> 単年度 平成18年度 23.2% 平成17年度 20.7% 平成16年度 23.5%

◎ 基準内ではあるが、**18.0%以上**になっているため、引き続き**起債許可団体**となる。今後も公債費負担適正化計画に基づき、必要最低限の市債発行に努め、当該比率を適正值まで減少させる。

- ★ 18%未満は**協議団体**＝一般的な基準により同意。同意がなくとも起債が可能
- ★ 18%以上は**許可団体**＝**公債費負担適正化計画の策定を前提**に一般的な基準により許可
- ★ 25%以上は**制限団体**＝単独事業等の起債が制限を受ける
- ★ 35%以上は**制限団体**＝一般公共事業のうち災害関連事業を除いた事業、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業等の起債が制限を受ける

## 指標 4. 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

(H19決算)

$$\frac{(13,676,925 + 9,514,737 + 4,781,397 + 1,248,612 + 2,574,100 + 0 + 0 + 0) - (1,949,973 + 2,957,531 + 10,126,534)}{7,759,886 - 777,364} \times 100 = 240.0$$

**普通会計、特別会計、企業会計、一部事務組合、土地開発公社、第三セクター、**すべての会計の借入金を含め、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

- 将来負担額
- ①普通会計の地方債現在高
  - ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ③普通会計以外の会計の地方債の元金償還に充てる普通会計からの繰入見込み額
  - ④本宮市が加入する一部事務組合等が発行した地方債の元金償還に充てるために今後本宮市が負担すべき見込み額
  - ⑤退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、普通会計の負担すべき見込み額
  - ⑥連結実質赤字額
  - ⑦一部事務組合等の連結実質赤字額のうち、普通会計の負担見込額
  - ⑧本宮市が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

本宮市の 数 値	国 基 準	備 考
	早 期 健 全 化 基 準	
240.0%	350.0 %	

◎ 基準内ではあるが、高い数値になっている。今後は健全化計画に基づき、計画的償還に努め、当該比率を適正值まで減少させる。

## ◎ 公営企業における資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{公営企業の事業の規模}}$$

(H19決算)

$$\frac{0}{2,796,912} = 0$$

**公営企業会計**【本宮市の場合、地方公営企業法適用企業（水道事業会計）、同法非適用企業（公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、工業用地造成事業特別会計、工業用地資産運用事業特別会計、住宅団地造成事業特別会計）】の資金不足額の事業規模に対する比率

資金の不足額…一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

**【法適用企業】**

（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高  
－ 流動資産）－ 解消可能資金不足額

**【法非適用企業】**

（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高）－ 解消可能資金不足額

事業の規模…料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

**【法適用企業】**

営業収益の額 － 受託工事収益の額

**【法非適用企業】**

営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額

本宮市の 数 値	国 基 準	備 考
	早 期 健 全 化 基 準	
—	20%	